

かたくい通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■原告団事務局連絡先：松田 (090-2037-9322) ♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

■弁護団事務局連絡先：笠原一浩弁護士 口座名：福井原発差止訴訟を支える会

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18 記号：00760-6 番号：108539

みどり法律事務所 (0770-21-0252) ♥ご支援をよろしくお願いします！

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



4 月 15 日 控訴審第 3 回口頭弁論◆◆◆

耐震設計十分なのか！



春雨の中、桜の花びらもほとんどが散り、葉桜になりつつある兼六園。そんな風景をバックに、前日（4 月 14 日）の福井地裁での高浜原発仮処分決定の興奮を抑えつつ裁判所前を歩き始めました。

午後 2 時開廷。準備書面陳述、書証提出の後、パワーポイントを用いて原告代理人・只野弁護士より耐震設計の問題点に関して意見陳述、続いて、代理人・内山弁護士より「震源を特定せず策定する地震動」の問題点についての意見陳述。

意見陳述の後、今後の予定についてのやり取りと

なったが、原告代理人から基準地震動に関する重大な論点をスルーして一切の反論を行っていない被告・関西電力に対して激しい批判が述べられました。

さらに原告代理人からは、進行協議を開いて重要な争点を明確化してほしい、という要求が裁判所に対して出されましたが、被告・関西電力は「主張すべき点はすべて立証した」という従来の主張を繰り返すのみ。このような不誠実な対応に対し、原告代理人・海渡弁護士、鹿島弁護士、島田弁護士から、高浜の仮処分では主張しようとした論点をなぜ大飯の裁判では一切主張しないのか、同じ事を争っているのにこの法廷で主張しないのは裁判の否定ではないのか、基準地震動についての議論なしには裁判は進められない、という厳しい関電への批判と裁判所への要望を述べました。この問題については、6 月上旬までに原告側から争点整理のための文書を作成、提出し、それをもとに裁判所が進行協議の開催について検討することとなりました。（事務局南さん+編集子）

次回口頭弁論期日は 7 月 1 日（水）

控訴審 (第205法廷)

第3回口頭弁論の概要

〈以下、本訴訟の弁護団事務局次長である鹿島弁護士からの報告〉

1 提出書面

(1) 一審原告

① 第3準備書面：大飯原発の基準地震動に関する主張及び地震に関する一審被告（18）に対する反論（詳細は弁論で）

② 求釈明書：一審被告が誤魔化しや無視を行っている大飯原発の地震関係、プラント関係及びテロ関係に関する弱点について、一審被告に対する求釈明を行うことを求めた。

(2) 一審被告

① 準備書面（20）：一審原告控訴審第2準備書面第4「多重防護における防災対策及び過酷事故対策の不備」に対する反論。5層の多重防護の必要性や多重防護の考え方における「前段否定」の発想及び「人は誤り、機器は故障する」との発想、すなわち各段階の対策を立案・計画する際には、現実に前段階の対策が奏功しない蓋然性等は一切考慮せずに、無条件に採用すべきであることを認めた。しかしその一方で、本件訴訟においては、前段階の対策が奏功しないという無条件に措くことは不合理であるとして、過酷事故対策及び防災対策の内容の当否は、本件訴訟において主たる争点にはならないとする、極めて不可解なダブルスタンダードを主張した。過酷事故対策及び防災対策が不十分であることは明らかであるため、これらを争点化されることを避けようとしたものと考えられる。

② 準備書面（21）：一審原告の上記求釈明に対する回答。以下抽出。

- ・ 従前「小規模な地震において得られたデータも数多く活用している」と主張していたが、敷地

内に小規模な地震を観測する地震計を設置した時期は、平成25年後半であったことが明らかになった。

- ・ ストレステストにおけるクリフエッジである「メタルクラッドスイッチギア」及び「パワーセンタ」については、補強工事を行っていないことが明らかになった。

- ・ テロ対応としては、フェンスや侵入検知装置等の設置、警備当局との連携程度の対策しか行われていないことが明らかになった。

2 只野弁護士と内山弁護士による控訴審第3準備書面の要約陳述

- ・ 耐震設計は地震動の平均像を基に行われている。入倉教授「私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは、地震の平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある」このことは、全国の原発に共通する最も重要な問題である。この問題を大津仮処分決定と福井仮処分決定も指摘した。

- ・ 地震の科学の限界性。額額教授「地震という自然現象は本質的に複雑系の問題で、理論的に完全な予測をすることは原理的に不可能なところがあります。また、実験ができないので、過去の事象に学ぶしかない。ところが地震は低頻度の現象で、学ぶべき過去のデータがすくない。」

- ・ 応答スペクトルに基づく手法では、地表の断層長さから地震規模を推定する際に松田式が用いられているが、誤差が極めて大きい。

- ・ 断層モデルを用いた手法では、強震動レシビが用いられているが、レシビにおける不確かさ（不確かさ、誤差）の考慮は全く不十分である。

- ・ 基準地震動の「引上げ」は、まやかashiで、ほとんど原発施設に影響のない部分で引上げを行ったとしているにすぎない。



・ 震源を特定せず策定する地震動における留萌支庁南部地震は、わずかマグニチュード5.7の地震であったにもかかわらず、609ガルの地震動を観測した。最大地震動は1000ガルを超えている可能性がある。同じような地震がマグニチュード6.5に近い規模で起これば、2000ガルを遥に超える地震動が到来する可能性があり、そのような場合も当然想定しなければならないが、このような想定は全くなされてない。

3 期日の進行についてのやり取り（要旨）

（一審原告）前回期日で申し上げたとおり、次回までに一審被告準備書面（19）に対する反論を行う。また一審被告は準備書面（20）において、五層の防護の重要性を認めていながら、本件訴訟の判断基準にすべきでないという驚愕すべき主張をしているので、これに対する反論も行いたい。

（一審原告）一審被告は、地震等に関する議論から逃げており、全く議論がかみあっていない。争点整理表を作成するので、期日間に進行協議を行うことを求める。

（一審被告）主張・立証は終えたと考えている。

（一審原告）それは、松田式の誤差を認めるということか。

（一審被告）そうではない。

（一審原告）仮処分では、地震に関する口頭説明を求めたところ、認められなかったため、裁判官の忌避まで求めたのに、控訴審では行わないのか。

（一審被告）行う予定はない。

（裁判所）一審被告が答えない部分については、そのように取り扱うしかない。進行協議期日を開くかどうかは、一審原告の争点整理表を待って判断する。次回期日を7月1日14時と指定する。
以上

◆第3準備書面の要約陳述に使用されたパワーポイントスライドより◆

（只野弁護士と内山弁護士が使用されたスライド総数は148枚！その一部を紹介します。）

大飯 福井地裁判決 2014年5月21日

従来と同様の手法によって策定された基準地震動では、これを超える地震動が発生する危険がある。

4つの原発に5回にわたり想定した基準地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきである。これは、地震という自然の前における人間の能力の限界を示すもの。

基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは、根拠のない楽観的見通しである。

大飯・高浜大津地裁決定2014年11月27日

→結論は却下、しかし、その理由は、、

自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあたって、

直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか。

高浜 福井地裁決定 2015年4月14日

万が一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を**地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難い**から、基準地震動はその**実績のみならず理論面でも信頼性を失っている**ことになる（決定31頁）。

地震という自然現象は本質的に**複雑系の問題で、理論的に完全な予測をすることは原理的に不可能なところがあります。**

また、**実験ができないので、過去の事象に学ぶしかない。**ところが地震は**低頻度の現象で、学ぶべき過去のデータがすくない**。私はこれらを「三重苦」と言っていますがそのために**地震の科学には十分な予測の力はなかった**と思いますし、東北地方太平洋沖地震ではまさにこの科学の限界が現れてしまったと言わざるをえません。（だから）予測の結果には非常に**大きな誤差**が伴います。
（嶺南「科学」2012年6月号）

耐震設計は地震動の平均像でされている

- 1 原発の耐震設計の前提の地震動想定
平均的地震動(+ α 程度)で行っている
- 2 平均からどれだけかい離するか(誤差)は考えない
- 3 平均からのかい離は過去何10年程度のデータでも4倍
より安全に考えれば最低限平均の10倍程度とる必要
- 4 行っているのは、断層の角度や短周期レベルなどの
「不確かさの考慮」
…その「不確かさの考慮」程度で足りるかも説明しない

しかも、これを「誤差の問題」とは決して言わない
「誤差」と言った途端に「誤差の評価」が問題となるから¹²⁸

原発の耐震設計(地震動の平均像問題)

「平均的地震動(+ α 程度)で耐震設計をしているのか」
と聞いても、それでいいとは決して答えない。

回答

「不確かさを考慮している」からいい…「誤差」とは言わない

「その不確かさで十分か」
「その不確かさで平均からのかい離をカバーできているのか」
と聞いても答えない…まともに議論しようとしな

原発の耐震設計が平均的揺れ+ α でいいはずがない

「原発の耐震設計は最大の揺れで行っている」と思われている
その誤解をまずとくことが必要¹²⁹

一審被告の反論

「当該地点での地震動に影響を与える地域性を考慮する合理的なものである」
「標準的・平均的な姿」より大きくなるような地域性が存する可能性を示すデータは特段得られていない」

- ①当該地点(原発敷地)では、地震動のデータにバラツキはないのか バラツキがあるならその程度を考慮すべき
「標準的・平均的な姿」のままだというならデータを示せ
- ②バラツキは、地震を発生させる断層それぞれの特質による地域性とは関係ない 周辺の断層それぞれの「顔」が違う
- ③どのような「震源特性」かは起こってみなければ分からない
- ④地域性を示すデータを示すべきは一審被告¹³⁰

一審被告の反論

「地震ないし地震動に関する調査研究が大きく進展」
「特に兵庫県南部地震を契機に新たな知見が急速に蓄積」

- ①額田教授の2012年の指摘に対する反論となっていない
まず額田教授の指摘を否定するのか否かを明らかにせよ
- ②強震観測網の整備によってようやく知見が集積し始めたが
それでも地震のスパンに比べ20年弱のデータ
⇒あまりにも少なすぎるデータ
少なくとも5万年程度のデータの集積を待つべき

「地震動評価手法も著しく発展」

平均像を求める手法として発展しただけ¹³¹

大飯 福井地裁判決 2014年5月21日

従来と同様の手法によって策定された基準地震動では、これを超える地震動が発生する危険がある。

4つの原発に5回にわたり想定した基準地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきである。これは、地震という自然の前における人間の能力の限界を示すもの。

基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは、根拠のない楽観的見通しである。¹³²

大飯・高浜大津地裁決定2014年11月27日

→結論は却下、しかし、その理由は、、、

自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあたって、
直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか。

- ・現時点では、最大級規模の地震を基準にすることにこそ合理性があるのではないか
- ・原発事故に対応する組織や地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されておらず、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ない
- ・このような段階にあって、(原子力規制)委員会がいたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがたく、上記特段の事情(運転差止仮処分決定の必要性)が存するとはいえない。

高浜 福井地裁決定 2015年4月14日

本件(高浜)原発の安全施設、安全技術には多方面にわたり脆弱性がある。この脆弱性は、①基準地震動の策定基準を見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応じた根本的な耐震工事を実施する、②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする、③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む、④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにするという各方策がとられることによってしか解消できない(44頁)。¹³³

高浜 福井地裁決定 2015年4月14日

原子力規制委員会はこれらの各問題について適切に対処し本件原発の安全性を確保する役割を果たすことが求められているが、**原子力規制委員会が策定した新規規制基準は上記のいずれの点についても規制の対象としていない**。免震重要棟についてはその設置が予定されているものの、猶予期間が事実上設けられているところ、**地震が人間の計画、意図とは全く無関係に起こるもの**である以上、かような規制方法に合理性がないことは自明である。

129

高浜 福井地裁決定 2015年4月14日

新規規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが**万が一にもない**といえるような厳格な内容を備えていることである。しかるに、新規規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。

高浜 福井地裁決定 2015年4月14日

原子力規制委員会委員長の「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない。」という川内原発に関しての発言は、(中略)文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならない。新規規制基準は合理性を欠くものである。

141

記者会見

はじめに中畠哲演代表より、本日の法廷において関電の対応の理不尽さが明らかとなった、との挨拶。つづいて弁護団事務局長・笠原弁護士より、本日の口頭弁論の概要について報告がなされた。つづいて意見陳述した只野、内山両弁護士より発言。基準地震動の策定については平均像からのずれ(誤差)が最大の問題であり、最大ということでは1万ガルくらいを想定しないとおかしい、700、800ガルという話では文字通り桁が違う、という批



判が再度展開された。さらに前日の高浜原発仮処分命令については、海渡弁護士から、基準地震動Ssが理論的にも信頼性を失っていると書いており、また使用済み核燃料問題についても具体的に書き込んでいる点では、昨年5月の大飯原発差し止め判決よりも更に踏み込んだ内容となっていることを評価するとの解説があった。九州・玄海原発訴訟原告・弁護団より、5月には玄海原発についても仮処分申し立てが予定されていること、また、4月22日の川内原発に対する仮処分決定の日には鹿児島、福岡、東京での同時行動が予定されており、高浜に続いて川内でも差し止め命令を勝ち取り、全国的な司法の流れをつくり出していきたいという決意が述べられた。

続いて各社からの質問に移った。高浜仮処分命令の影響を問われ、海渡弁護士は、仮処分も本訴も同じことを争点にしている。理論的にも新基準を否定した決定の影響は大きいと述べた。今後の裁判の見通しについて問われた島田弁護士は、関電の対応が不誠実なため見通しは立ちにくい。しかし、今後原告側からは津波の問題等も含めて争っていくので結審とはならない、との説明があった。最後に松田事務局長から、昨年の大飯差し止め判決の原点となっているのは福島原発被災による被害であり、このような被害を裁判所が救済できないのなら日本はもはや法治国家ではない、この控訴審は日本が法治国家であるかどうかを問う重大な裁判である、とのあいさつをもって記者会見は終了した。

支援者交流

記者会見終了後は、全国から集まった支援者交流に移った。はじめに福島から金沢に避難している浅田さんから、法廷で関電を激しく追及する弁護団から元気をもらった、裁判官にもぜひ主張が伝わってほしい、との発言。志賀原発原告団からは、関電意見書に書いている御用学者・宮崎は石川県でも数々の暴言を吐いていて有名で、意見書の中身をぜひ見たいとの要望があった。金沢の支援者からは、当日の福井新聞に掲載された記事の中で、京大の入倉氏が仮処分命令では自分の見解が「曲解」されているとコメントしていることについて、弁護団に質問が。当日の法廷でまさにこの問題について意見陳述した只野弁護士から、「入倉氏のコメントはまったくの嘘」との非常に明快な説明があった。玄海原発原告・弁護団からは、高浜仮処分命令について声明を発表したことが報告され、新規制基準を理論的にも否定した命令の意義を確かなものとしていくためにも、原子力規制委員会に対して現在の審査を中止せよ、という運動を起こしていくことが必要ではないかとの提起があった。最後に司会の裁判の会・奥出氏より、原子力規制委員会に対して、福井からも 48 名が高浜原発の安全審査「合格」取り消しを求める異議申し立てを行っている事が報告された。

(記者会見～支援者交流の部分は事務局南さん+編集子)

● 映画「日本と原発」上映報告

「福井から原発を止める裁判の会」を中心に、福井市のメトロ劇場で 3 月 17 日から 4 日間(夜 18 時 30 分から)連続の上映会を行いました。4 日間通じてほぼ満席・・・最終日は立ち見が出るほど盛況でした。おかげさまで少しだけ黒字でした。ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。以下、寄せていただいた感想の一部です。

◆この映画をすべての国民に観てもらう手立ては

ないものだろうか？DVD にして市販するとか、ネットに流す、大学の学園祭、高校の文化祭で上映してもらうなど考えていけないか。出来るだけ沢山の人が観てもらうことが大切だと思います。

◆分かりやすい説明で、あらためて勉強になったし、頭の中が整理できた。周囲に伝えずにはられない心ゆさぶる映画だった。

◆いつの間にか原発事故が昔の話になってしまう。マスコミや政府の言い分にごまかされてしまう。真実を見つめる必要と強く感じました。自分がやれることをやらなければと思います。

◆今まで観た原発関連映画の中でピカーの出来。内容がしっかりしている。

● 「子ども脱被ばく裁判」の紹介

滋賀県に事務所を置く井戸謙一弁護士と本訴の原告であり、一審福井地裁で意見陳述をした水戸喜世子さんらが福島のお母さんたちと共に起こした裁判を紹介します。

この裁判は、福島県内で被爆を心配しながらも、様々な事情で避難できない人や表だって声をあげられない人たちの声をすくい上げられないだろうか、という思いから始められたものです。こうして、「子ども脱被ばく裁判」の第一次提訴が 2014 年 8 月 29 日、第二次提訴が 2015 年 1 月 24 日に福島地方裁判所に対して行われました。

この「子ども被ばく裁判」は「安全な環境で教育を受ける子どもの権利を確認する裁判(子ども人権裁判)」と「原発事故後の国と県の放射能政策の違法性を問う裁判(親子人権裁判)」の二本立てとなっています。

「子ども人権裁判」では、福島県の小中学校に通う子どもたちが原告となり、居住している各市町村に対して、安全な環境で教育を受ける権利があることの確認を求めるものです。

一方で、「親子人権裁判」は、福島県に居住している(あるいは居住していた)子どもと保護者が

原告となり、国と福島県に対して子どもに無用な被ばくをさせたことや、精神的苦痛を与えたことに対する慰謝料（ひとり 10 万円）を請求する裁判です。

具体的には、放射能についての情報を隠匿したり、安定ヨウ素剤を配布しなかったり、不合理な安全宣言を繰り返したりして、住民たちに無用な被ばくをさせてしまったこと、そして年間 20 ミリシーベルトもの被ばくを強いていることなどの責任を追及することになるということです。

今年 2 月福島県は事故当時 18 歳未満だった子供の甲状腺がんが 117 名に達したと発表しましたが事故との因果関係はないといい続けています。

このような中で県内県外から 201 名が原告となり、生存権をかけて「国の責任を問う」と立ち上がりました。

今年の 4 月 11 日には、西日本の原告や支援者を中心に、井戸弁護士を招いて裁判支援の為の学習会が行われています。

第 1 回口頭弁論は 6 月 23 日に福島地裁で行われます。ぜひ、この裁判の行方に注目してください。

問い合わせ先は以下のとおりです。

共同代表：片岡輝美（福島県会津市）・水戸喜世子（高槻市）連絡先：080-3841-5388 または
072-683-0404

●今後の裁判の予定●

- ◆第 4 回口頭弁論期日：7 月 1 日（水）
- ◆第 5 回口頭弁論期日：9 月 14 日終日仮押え

●総会のお知らせ●

とき：5 月 23 日（土）

ところ：福井県教育センター（福井市大手 2 丁目 2）

記念講演：佐高信さん

*詳細は追って連絡します。

▼編集後記：4 月 14 日が高浜仮処分決定、翌日の 15 日が大飯控訴審とあわただしい日々でした。4 月 22 日の鹿児島地裁の川内原発の申立却下は残念でしたが、これも裁判なのだと受け止めるしかないのでしょうか。ことはそう簡単には運びません。裁判以外の動きも含めて、地味でもやれることをやっていくしかない、という思いを新たにしています。（編集子）

新聞スクラップ

大飯控訴審とは別に下記の動きにも注目してください。

高浜「合格」に異議
3 件非公開で審理
2015 4/16 福井新聞
原子力規制委員会は 15 日に
定例会合を開き、再稼働に必
要な審査に合格した関西電力
高浜原発 3、4 号機について、
行政不服審査法に基づいて合
格取り消しを求めた 3 件の異
議申し立てを非公開で審理す
ることを決めた。結論が出た
後に議事要旨や資料を公開す
るとしている。
高浜 3、4 号機は今年 2 月
に審査に合格したが、4 月 14
日に福井地裁が再稼働を認め
ない仮処分を決定した。
申し立てによると、審査で

使った原発の新規制基準は汚
染水対策や使用済み核燃料プ
ールの事故対策、住民の避難
計画の審査がないほか、国民
からの意見聴取で寄せられた
意見の大部分が取り入れられ
ず、重大な問題があるとして
いる。規制委は、申立人が誰
かは明らかにしていない。

大飯原発差し止め控訴審

「耐震設計、不十分」

原告側

関西電力大飯原発3、4号機をめぐる、住民らが関電に運転差し止めを求めた訴訟の控訴審は15日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）で第3回口頭弁論

4号機の再稼働を禁じる仮処分が決まった。原告側はその決定文にも触れ、設計で想定する基準地震動と、実際に起こりうる地震との誤差が大きいと主張した。この点について関電側から反論はなく、「主張すべき点についてはすべて主張した」と答えた。原告側は「我々の主張は高浜原発の

仮処分決定文の内容と同じ。それに異議申し立てをするのに、この控訴審で反論しないのは裁判の否定だ」と批判した。終了後の会見で、中島哲演・原告団代表（73）は「高浜原発の仮処分決定を守り抜き、議論を深めて発展させていく必要がある」と話した。（新屋絵理）

進行協議開催
住民側求める

大飯原発差し止め控訴審

福井県などの住民が、関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを関電に求めた訴訟の控訴審第3回口頭弁論が15日、名古屋高裁金沢支部であった。住民側代理人は、次回

の口頭弁論までに進行協議を開き、論点整理を行って審理を深めるよう裁判所に求めた。住民側代理人は、基準地震動の策定方法の不備を繰り返し返

した上で策定していると主張。これに対し住民側は、書面と意見陳述で、既往最大の地震動を考え「基準地震動は平均像の10倍は必要」などと訴えた。

次回期日は7月1日。

高浜仮処分「援軍に」
脱原発訴訟 弁護団が期待

福井地裁の決定が全国の脱原発訴訟に影響を与えると話す弁護団ら＝15日、金沢市で

控訴審の弁論終了後、住民側は金沢市内で報告集会を開いた。高浜原発の仮処分決定から一夜明け、弁護団は「今後の控訴審審理はもちろん、全国

薩摩川内市）の再稼働を差し止める仮処分を申し立てた弁護士ら計四十人が出席した。原告団長の中島哲演さんは「福井の脱原発訴訟が全国からの期待を集めていると感じる。期待を力に変え、深く発展させるような議論を法廷でしていきたい」と意気込んだ。今回と高浜仮処分双方の弁護団に加わる海渡雄一弁護士は争点が全く同じと指摘した。その上で「審の大飯判決で「裁判所も判断することができ」と指摘することとどめていた原子力規制委員会の新規制基準について、高浜仮処分決定では「合理性を欠く」とまで踏み込んだことを評価。「福井地裁の決定は控訴審への大きな援軍になった」と今後の控訴審での活用を示唆した。弁護団は各地の原発訴訟にも関わっており、それぞれ訴訟の証拠として高浜仮処分の決定文を提出していく方針を確認した。